



ご連絡先: 〒444 - 0224  
愛知県岡崎市中島中町4丁目3 - 17  
電話 : 0564-43-3216 FAX : 0564-43-1439  
URL : <http://office-miura.jp>  
e - mail: [office-miura@office-miura.jp](mailto:office-miura@office-miura.jp)

社会保険労務士・行政書士

## 三浦法務事務所便り

### 愛知県下の事業所 67 % で法令違反

#### 愛知県労働局の調査結果

昨年、愛知県労働局管内の14労基署で実施した調査で、労働基準法や労働安全衛生法などに違反していた事業所が7割近くに上ったことが、分かりました。

#### 違反の内容

##### <労働条件関係>

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. 労働時間に関する事項 | 26.7% |
| 2. 就業規則       | 15.2% |
| 3. 割増賃金       | 12.7% |
| 4. 労働条件の明示    | 7.2%  |

##### <安全衛生関係>

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. 安全基準に関する事項 | 16.6% |
| 2. 安全衛生管理体制   | 10.8% |
| 3. 健康診断       | 10.2% |

#### 業種別の違反率

- |          |       |
|----------|-------|
| 1. 接客娯楽業 | 79.9% |
| 2. 保健衛生業 | 74.0% |
| 3. 商業    | 73.5% |
| 4. 運輸交通業 | 73.4% |
| 5. 製造業   | 72.0% |

#### 監督指導強化の方針

愛知県労働局監督課によると、「過重労働やサービス残業などの原因のトラブルが高水準で推移しており、労働者を取り巻く環境は依然として厳しい」と分析しており、同労働局では監督指導を強化

する方針を打ち出しました。

#### 事業所としての対応

違反事由としては、サービス残業などを原因とする長時間労働や割増賃金などに関するものが多いようです。

事業所としては、時間外労働・休日労働の協定の届け出をしているか、残業時間の管理ができているか、割増賃金の計算方法が正しいかなど、まずは基本的な事項について法令違反がないかの自己点検をしましょう。

問題が発見された場合は、放置しておかず、問題解決のための必要な措置をとるように心がけてください。

### 今国会に提出されている 主な労働関係改正法案

#### 通常国会の会期は 6 月 15 日まで

ここでは、現在開会中の通常国会に提出されている、企業に影響を与えると思われる労働関係の改正法案についてみていきます。

#### 中小企業にも

##### 障害者雇用納付金を義務化

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律案が提出されています。

主な内容は、現在は障害者の雇用者数

が法定雇用率（1.8%）に満たない従業員「301人以上」企業に課されている納付金の支払義務を、順次「201人以上」、「101人以上」の企業へも拡大するという内容です。また、障害者雇用義務の対象となる労働者に、週の労働時間が20時間以上30時間未満の「短時間労働者」も追加されることとされています。

この法案が可決されれば、2009年4月1日の施行予定です。ただし、納付金支払義務が課される企業の拡大については、「201人以上」へは2010年7月、「101人以上」へは2015年7月とされています。

### 「行動計画」提出義務付け企業を拡大へ

「ワークライフバランス」の実現に向けて、次世代育成支援対策推進法（次世代法）の改正案も今国会に提出されています。

従業員の子育てを支援する「仕事と育児の両立支援に関する行動計画」（一般事業主行動計画）の策定・届出を義務付ける対象企業を、現行の従業員「301人以上」の企業から「101人以上」の企業に拡大するのが主な内容です。この改正により、約4万2,000社が新たに策定・届出義務を負うことになると推計されています。また、「行動計画」の公表・従業員への周知も義務付けられるようになります（策定・届出義務のある事業主のみ）。

この改正法案自体の施行予定日は2009年4月1日となっていますが、「行動計画」の策定・届出義務付け企業の拡大は、2011年4月1日の予定です。

### 労働基準法の改正案

月の時間外労働が一定の時間を超えた場合に、高い割増賃金率を適用することなどを内容とする労働基準法の一部改正案も国会で審議中です。主な内容は以下の通りです。

- 月の時間外労働時間が45時間を超え80時間までの場合の割増賃金率については、2割5分以上の率で労使協定において定める率とする（努力義務）。
- 月の時間外労働時間が80時間を超えた場合の割増賃金については、5割増とする。

## 6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]  
労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 30日

個人の道府県民税・市町村民税の納付  
<第1期分> [郵便局または銀行]  
健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]  
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]  
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]

労働法に関する違反への監督強化、労働関係改正法案など労働に関する監視やルールは、毎年のように改正があり、また年々厳しくなっています。

よりよい人材の確保、事業の発展のためにも、御社の労働環境を見直してみませんか？

お気軽にご相談ください。

所長 三浦太介

（社会保険労務士・行政書士）